



山形県公報

令和5年6月21日(水)

号 外 (23)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) …… 1

告 示

山形県告示第494号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和5年6月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- [(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類(通称名Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene)
- (2) (2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、(2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類(通称名3-CPM、3-Chlorophenmetrazine)
- (3) N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロプロチル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類(通称名4F-ABINACA、4F-ABUTINACA)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和5年6月22日

令和5年6月21日印刷 発行所 山形県庁
令和5年6月21日発行 発行人 山形県